

令和8年度世田谷区障害者優先調達推進方針

令和8年7月1日
世田谷区

1 目的

障害者が住み慣れた地域で経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、本区では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、区の全ての組織が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達方針

（1）調達の対象となる障害者就労施設等

本区において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のとおりとする。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する事業所等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）
- ② 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- ③ 障害者を多数雇用している事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
（※）次に掲げる要件の全てを満たす事業所
 - ・ 障害者の雇用者数が5人以上
 - ・ 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ・ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- ④ 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

⑤ 区内障害者就労施設等への物品等の共同受注窓口

ア 世田谷区作業所等経営ネットワーク支援事業実施要綱に規定する同事業の受託事業者（特定非営利活動法人障害者支援情報センター）

イ 世田谷区障害者施設製品販売促進事業実施要綱に規定する福祉ショップ（フェリーチェディアイ本店および区役所店）

（２）調達の対象品目

本区において調達の対象とすべき物品等については、次のとおりとする。

① 物品

- ・事務用品、書籍（筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など）
- ・食料品、飲料（パン、焼き菓子、野菜、加工食品、お弁当など）
- ・小物雑貨（布製品、紙すき製品、カレンダー、陶芸作品、プリザーブドフラワー、防災用品、非常食など）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品（福祉用具、安全用具など）

② 役務

- ・印刷（名刺、封筒、パンフレット、報告書、ポスター、ちらしなど）
- ・クリーニング（リネンサプライ、クリーニングなど）
- ・清掃、施設管理（公園清掃、建物清掃、除草、駐車場管理など）
- ・情報処理、テープおこし（データ入力、アンケート集計など）
- ・飲食店等の運営
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務（封入封緘、シール貼り、袋詰め、ポスティング業務など）

（３）物品等の調達の目標

区は、区全体での障害者就労施設等からの物品等の調達実績額が前年度の実績額を上回ることを目標とする。

（４）物品等の調達の推進方法

障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

① 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労支援施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報収集を行い、庁内各部署がその情報を共有できるように努める。

② 障害者就労支援施設等の供給能力の向上

障害者就労支援施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組みの支援に努める。

③ 障害者就労支援施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点について配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労支援施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労支援施設等からの調達が可能となるよう、発注方法、履行期間等を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達に際しては、障害者就労支援施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労支援施設等に十分な説明に努める。

- ④ 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用するものとする。

（５）調達実績の把握、公表

本方針に基づく調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、区のホームページ等で公表する。

４ その他

障害者就労施設等からの物品等の調達に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。